

平成21年5月19日

平成20年度「建設業法令遵守推進本部」の活動結果について

平成19年4月1日に各地方整備局等に設置した「建設業法令遵守推進本部」（以下、「推進本部」という。）への通報及び活動結果の概要は下記のとおりです。

1. 推進本部に寄せられた法令違反疑義情報

平成20年度に推進本部に寄せられた通報のうち、法令違反の疑いがある情報の受付件数は302件（前年度211件）。

内容は、下請契約の請負金額の決定方法や、赤伝処理、下請代金の支払遅延といった建設工事の下請取引に関するものが多い傾向。

なお、駆け込みホットラインに寄せられた電話等の件数は、法令違反情報の通報をはじめ建設業法に関する質問・相談等も含め1213件（前年度812件）。

2. 建設業者に対する立入検査等の実施回数

上記疑義情報等に対して、各推進本部が建設業者の営業所等に立入検査等を行った回数は、報告聴取等も含め延べ875回（前年度延べ950回）。

3. 監督処分・勧告の実施概要

平成20年度に各地方整備局等が行った監督処分等の状況は、上記通報案件も含め以下のとおり。

営業停止 71件〔談合又は競売入札妨害63件、贈賄罪3件、監理技術者等の設置義務違反2件、法人税法違反2件など〕

指 示 11件〔無許可業者との下請契約6件、労働安全衛生法違反3件など〕

勧 告 455件〔下請契約に係る契約書面の適正交付339件、施工体制台帳の作成不備の改善135件、下請契約に係る見積条件の提示方法の改善130件、下請契約に係る法定見積期間の遵守101件、下請代金の支払に係る法定支払期限の遵守94件など〕

（1社に対し複数の項目を勧告している場合があるため、勧告件数とは一致しない。）

なお、平成20年度は許可取消はなし。

4. 平成21年度における方針

下請取引に関する法令違反疑義情報が多数寄せられていることを踏まえ、元請下請間の契約の状況や賃金の支払い状況の確認などについて実施する。

（問合せ先）

総合政策局建設業課

課長補佐 中村， 許可係長 安藤

(03)5253-8111（内線24715, 24718）